

幼児教育・保育無償化に係る施設等利用費 請求方法について

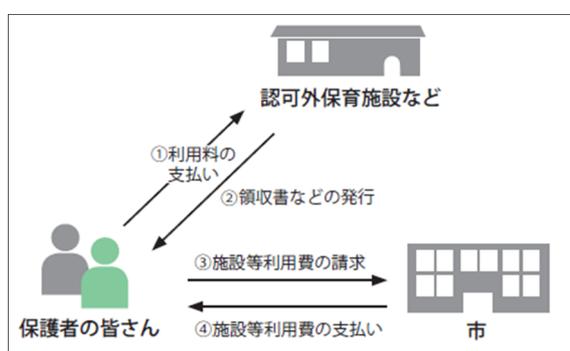
1 無償化対象額

認可外保育施設、一時預かり、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センターの利用料については、3～5歳児の子どもは、月額上限37,000円までが無償化の対象となります。(0～2歳児の住民税非課税世帯の子どもは、月額上限42,000円までが無償化の対象となります。)

ただし、無償化の対象は利用料(保育料)であり、通園送迎費、食材料費、行事費などはこれまでどおり保護者の負担となります。

2 請求方法

認可外保育施設等の利用料(保育料)は、利用料(保育料)を施設にお支払いいただき、お支払いいただいた費用を後日、市に請求していただきます。(償還払い)



- ① 施設等の利用に対し、利用料(保育料)を利用した施設に支払います。
- ② 1か月ごと(または3か月ごと)に、施設から「提供証明書兼領収書(ファミリー・サポート・センターの場合は活動報告書と領収書)」が発行されますので、大切に保管してください。
- ③ 「施設等利用費請求書(償還払い用)」に下記の書類を添付して、四半期ごとに守谷市あてに請求していただきます。

添付書類 提供証明書兼領収書(ファミリー・サポート・センターの場合は活動報告書と領収書)

3 請求書の提出期限および支払日

利用期間	請求書提出期限※ (保護者→市)	振込日 (市→保護者指定口座)
4月～6月利用分	7月15日必着	8月末日までに振込
7月～9月利用分	10月15日必着	11月末日までに振込
10月～12月利用分	1月15日必着	2月末日までに振込
1月～3月利用分	4月15日必着	5月末日までに振込

※15日が土曜・日曜・祝日の場合は、翌平日を請求書提出期限とさせていただきます。

4 その他

・請求書の様式は、市すくすく保育課窓口にて配布するほか、市ホームページからダウンロード可能です。

〈問合せ先・請求書提出先〉

〒302-0198 茨城県守谷市大柏950番地の1
守谷市役所すくすく保育課 保育グループ
TEL 0297-45-1111 (内線158・159)
FAX 0297-45-6527